

丸亀市いじめ等防止基本方針【概要版】

平成 27 年 6 月

丸 亀 市
丸亀市教育委員会

(最終改定 平成 29 年 8 月 31 日)

丸亀市いじめ等防止基本方針【概要版】

第1章 いじめ等の防止に係る基本的方向に関する事項

1 丸亀市いじめ等防止基本方針策定の目的

丸亀市いじめ等防止基本方針は、本市の児童生徒の尊厳を保持する目的の下、いじめや暴力行為等の問題行動の未然防止、早期発見及び対処のための対策を、丸亀市、丸亀市教育委員会、丸亀市立小中学校その他関係者の果たすべき役割等を定めることにより、各々が主体的かつ相互に協力しながら、総合的かつ効果的に推進するために策定する。

2 定義

○ いじめの定義

- ・児童生徒に対して「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

○ いじめ等の定義

- ・児童生徒のいじめその他暴力行為等の問題行動をいう。

3 基本理念

全ての児童生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童生徒の健全な成長は、社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

いじめ等は、児童生徒の健やかな成長を阻害するだけでなく、将来への希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものであることから、いじめ等の防止のための基本となる認識を次のとおり示す。

- いじめ等は、被害を受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するなどのおそれがあり、特に、いじめは、人として決して許される行為ではない、との毅然とした姿勢を示す。
- いじめ等は、どの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であり、いじめ等の防止の対策は、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- そのためには、丸亀市民全員が児童生徒のいじめ等について問題意識を共有し、一人ひとりの役割を果たすとともに、相互に連携していじめ等の防止に努める。
- 児童生徒も、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめ等を許さない子ども社会の実現に努める。
- いじめ等を受けた児童生徒の生命や心身を保護することが特に重要であり、当該児童生徒を徹底して守るとともに、その保護者に対する必要な支援を行う。
- いじめ等を行った児童生徒に対しては、いじめ等の行為の背景にある状況等を把握し、適宜適切な指導を行う。

第2章 丸亀市・丸亀市教育委員会における対策

1 丸亀市における対策

丸亀市は、いじめ等の防止のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進する。

- 丸亀市いじめ等対策連絡協議会の設置
 - ・関係機関の連携強化を図り実効的に対応するために、「丸亀市いじめ等対策連絡協議会」を設置する。
- 関係機関等との連携
 - ・いじめ等の防止が、関係者の連携の下に適切に行われるよう体制の整備に努める。
- 啓発活動
 - ・いじめ等の児童生徒への影響、未然防止の重要性、相談体制等の啓発活動を行う。

2 丸亀市教育委員会における対策

丸亀市教育委員会は、学校におけるいじめ等の防止のために必要な措置を講ずる。

- 丸亀市いじめ等専門委員会の設置
 - ・いじめ等の事案に実効的に対応するとともに、重大事態発生時に、事実関係を調査し、教育委員会は重大事態への対処、再発の防止のための措置を講ずる。
- 学校におけるいじめ等の防止のための措置を講ずる。
 - ・児童生徒の自主的活動の促進 ・相談体制の整備
 - ・いじめ等の防止のための教職員の資質の向上 ・出席停止制度の適切な運用等
 - ・インターネットを通じて行われるいじめ等に関する啓発活動
 - ・学校相互間の連携協力体制の整備 ・いじめ等に関する学校の取組状況の把握

第3章 学校における対策

学校は、組織的にいじめ等の防止に取り組む。また、児童生徒をいじめ等から徹底して守り、早期解消のため適切かつ迅速に対処する。

- 学校いじめ等防止基本方針
 - ・全ての教職員が、組織的・計画的にいじめ等の防止に取り組むために、学校いじめ等防止基本方針を策定する。
 - ・保護者や地域住民に公表し、その内容を確認できる措置を講じるとともに、入学時、各年度開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- 学校いじめ等対策委員会の設置
 - ・いじめ等の防止の組織的対応のため、学校いじめ等対策委員会を設置する。
- いじめ等の防止に関する取組の具体化
 - ・学校は、学校いじめ等防止基本方針に基づき、いじめ等の未然防止、早期発見、事案対処に取り組む。
- 教職員の資質の向上
 - ・いじめ等の防止に係る教職員の資質の向上を図るための研修等を計画的に行う。

第4章 保護者、児童生徒、市民等・関係機関の役割

1 保護者の役割

- その保護する児童生徒がいじめ等に加担しない指導をするとともに、いじめ等の被害を相談するよう働きかける。
- 未然防止のために学校や地域との情報交換、連携・協力を努める。
- いじめ等の学校への通報、児童生徒の保護、関係機関等への相談を行う。
- 市、教育委員会、学校等のいじめ等の防止のための措置に協力するよう努める。

2 児童生徒の役割

- 決していじめ等を行わず、主体的にいじめ等のない環境づくりに努める。
- 周囲でいじめ等があったときは積極的に周囲の人に相談するよう努める。

3 市民・事業者・関係機関の役割

- 児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- いじめ等の情報を学校、保護者及び関係機関に提供するとともに、連携していじめ等の未然防止に努める。
- 地域行事等への児童生徒の主体的な参加を促進する。
- 関係機関は、相互に連携し、いじめ等の根絶に努める。

第5章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

- いじめ等により児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめ等により児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 教育委員会又は学校による対処

- 教育長は、必要に応じて総合教育会議の招集を市長に請求する。
- 事実関係の調査を行い、調査結果を丸亀市長に報告する。
- いじめ等を受けた児童生徒及びその保護者に情報を提供する。
- いじめ等を受けた児童生徒及び保護者に継続的に支援、助言等を行う。
- 教育委員会は、同種の重大事態発生を防止するための措置を講ずる。

3 市長による対処

- 必要に応じて、総合教育会議を招集する。
- 必要に応じて、教育委員会又は学校の調査結果に対して、丸亀市いじめ問題再調査委員会が再調査を行い、いじめ等を受けた児童生徒及び保護者に調査結果を提供する。
- 再調査の結果を議会に報告する。
- 市長は、再調査の結果を踏まえた重大事態への対処及び同種の重大事態の発生の防止のための措置を講ずる。